

見附市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月27日

見附市長 稲田 亮

見附市規則第4号

見附市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

見附市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和2年見附市規則第16号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第5号」の次に「。以下「給与規則」という。」を加える。

第10条の次に次の1条を加える。

（フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第10条の2 条例第14条の2において準用する給与条例第24条に規定する勤勉手当を支給されるフルタイム会計年度任用職員の範囲、勤勉手当の支給額その他勤勉手当の支給、一時差止め等に関し必要な事項については、常勤職員の例による。

第15条の次に次の1条を加える。

（パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第15条の2 条例第23条の2において準用する給与条例第24条に規定する勤勉手当を支給されるパートタイム会計年度任用職員の範囲、勤勉手当の支給額その他勤勉手当の支給、一時差止め等に関し必要な事項については、常勤職員の例による。

2 条例第23条の2第1項において読み替えて準用する給与条例第24条第3項の規則で定める額は、前条第3項第1号から第4号までに掲げる額の合計額とする。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1項を加える。

（勤勉手当に関する特例）

2 第10条の2及び第15条の2の規定により常勤職員の例による給与規則第

26条の2の規定の適用については、当分の間、同条中「100分の205」とあるのは「100分の100」とする。

別表地域コミュニティ活動支援相談業務の項を削り、同表中

「

消費生活相談員	1	16	1	22
---------	---	----	---	----

」を

「

消費生活相談員	1	16	1	22
女性相談支援員	1	16	1	22

」に、

「

イングリッシュガーデン管理員（有資格）	1	34	1	34
---------------------	---	----	---	----

」を

「

イングリッシュガーデン管理員（有資格）	1	35	1	35
---------------------	---	----	---	----

」に、

「

レセプト点検員（有資格）	1	6	1	6
--------------	---	---	---	---

」を

「

レセプト点検員（有資格）	1	8	1	8
--------------	---	---	---	---

」に

改め、同表通信指令業務補助員の項を削り、同表中

「

給食取扱員	1	3	1	5
-------	---	---	---	---

」を

「

給食取扱員	1	3	1	5
教育業務支援員	1	3	1	5

」に

改め、同表伝承館副館長の項を削り、同表中

「

適応指導教室指導員	1	6	1	6
-----------	---	---	---	---

」を

「

適応指導教室指導員	1	8	1	8
-----------	---	---	---	---

」に、

「

ファミリーサポートアドバイザー	1	4	1	6
子育て支援コーディネーター	1	5	1	1 2
調理師	1	4	1	6
保育補助パート	1	4	1	6
保育助手	1	5	1	1 2
保育士	1	2 0	1	2 4

」を

「

ファミリーサポートアドバイザー	1	6	1	8
子育て支援コーディネーター	1	7	1	1 2
調理師	1	6	1	8
調理師（リーダー）	1	1 8	1	2 3
保育補助パート	1	6	1	8
保育助手	1	7	1	1 2
保育士	1	2 2	1	2 6

」に、

「

家庭児童相談員	1	17	1	17
---------	---	----	---	----

」を

「

家庭児童相談員	1	17	1	17
子育て支援員	1	17	1	17
子ども家庭支援員	1	40	1	40

」に

改め、同表に次のように加える。

地域おこし協力隊	1	40	1	40
----------	---	----	---	----

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。